

令和5年度販路開拓エコシステム推進事業 仕様書

1. 委託業務名

令和5年度販路開拓エコシステム推進事業

2. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3. 委託料

委託料の上限額は11,400,000円（消費税及び地方消費税含む）。

4. 業務の目的

本市では、令和元年度から、仙台市域の事業者、中小企業の支援機関、行政機関等が議論を重ねて構築した、地域ブランド「都の杜・仙台」を活用して、官民が連携して域内外への販路開拓を行っている。

令和4年度からは、新型コロナウイルスの影響による市場環境の変化や販売機会の減少に苦しむ地元中小企業に対して、域内外の関係機関が各々強みを活かし連携して支援を行う「販路開拓エコシステム推進事業」を実施し、地域ブランド「都の杜・仙台」の参画事業者の域内外への販路開拓を支援している。

本業務では、令和4年度までの取組を継承・発展させ「都の杜・仙台」参画事業者の域内外への販路開拓を「BtoC」「BtoB」の点から地元の関係機関と連携して支援を行いながら、将来的にも継続可能な支援体制を確立することを目的とする。

5. 業務内容

令和4年度までの本事業の取組を継承・発展させながら、下記の業務を実施すること。

業務の実施に当たっては、令和4年度販路開拓エコシステム推進事業で連携した市内の関係機関のお茶の井ヶ田(株)（BtoC支援）、(株)菅野食品（BtoB支援）と引き続き連携することを前提とする。

(1) 「BtoC」の販路開拓支援の取組

令和4年度に「都の杜・仙台」ECサイト、市内実店舗での販売会開催等の運営事業者である、お茶の井ヶ田(株)と引き続き連携することを基本として以下の取組を実施する。

① 「都の杜・仙台」ECサイトの運営・管理

- ・運営事業者と連携し、「都の杜・仙台」参画事業者を対象として年3回を目安として掲載商品の募集を行う。
- ・運営事業者と連携し、新規商品の登録や、既存商品の入れ替え等のサイト更新作業を行う。
- ・事業実施期間内に50品以上の新規商品登録を行う。
- ・ECサイト登録商品の発送について、令和4年度に導入した「WEB出荷システム」を引き続き活用する。
- ・域内外の顧客へのECサイト周知を目的としたWEB広告を、期間を分けて年4回以上を目安として実施する。
- ・ECサイトの販売促進を目的とした販促企画を、期間を分けて年4回以上、1回の実施期間は2週間以上を目安として実施する。具体的には販売ターゲットや使用シーンを明確にしたオリジナルセット商品の開発を行う等、顧客への訴求力を高める取組を行う。
- ・ECサイトの販売促進について、下記に記載する実店舗の販売と連携して実施する。

- ・上記に代わる効果的な販売促進企画を実施する際には、事前に仙台市と協議の上実施する。
- ・ECサイト維持に必要な諸費用（サーバーレンタル費用、カートシステム使用料、WEB出荷システムランニングコスト等）については、事業費から支出する。

②実店舗おける域内販売会の開催

- ・運営事業者の実店舗と連携し、「都の杜・仙台」参画事業者の商品・サービスの域内における認知度向上を目的とした域内販売会を、年4回以上実施する。
- ・1回の販売会あたり、1週間以上の開催を基本とし、20種類以上の商品を販売する。
- ・運営事業者と連携し、出品商品の募集、選定、準備、運営、撤去等、運営に必要な業務を行う。

(2)「B to B」の販路開拓支援の取組

卸売機能を活用した域内外への販路開拓を実施する。令和4年度に連携していた(株)菅野食品と引き続き連携することを基本として、以下の取組を実施する。

①卸売事業者と連携した域内外への販路開拓

- ・卸売事業者と連携して、年間販売スケジュール、販売テーマ、販売ターゲット等を設定する。
- ・卸売事業者と連携して、商談の事前調整、出品商品の募集、調整、商談、納品等、販路開拓に必要な各項目について、販売先との交渉、調整、一部機能の代行を行う。
- ・卸売事業者と連携して、令和4年度から継続中の案件について引き続き実施する。

②販路開拓に必要な各種ツールの作成

- ・仙台市や関係機関と調整の上、売場演出に必要な各種ツールを作成する。

(3)地域ブランド「都の杜・仙台」の情報発信の取組

「都の杜・仙台」ブランドサイトや、SNS（facebook、Instagram）、及び外部の媒体を活用した「都の杜・仙台」及び参画事業者商品の情報発信を行う。

①「都の杜・仙台」ブランドサイトの保守、管理

- ・「都の杜・仙台」ブランドサイトに関する、セキュリティ対策等の保守管理を行う。

②「都の杜・仙台」SNSの更新

- ・「都の杜・仙台」のSNSについて、月2回以上更新し、情報発信を行う。

(4)事業全体の運営

①事業全体の設計等

- ・事業全体の計画を詳細に作成する。特に、年間のスケジュール及び全体の工程について、詳細に設計を行う。
- ・事業の実施前に仙台市に計画を提示し、了承を得たうえで事業を実施する。

※個別の状況に応じて、事前協議をした上で変更は可。

②支援を行う関係機関との連携・調整による事業の推進

- ・「都の杜・仙台」参画事業者の販路開拓を支援する関係機関との連携・調整を行い、事業を円滑に推進する。

③「都の杜・仙台」参画事業者の取りまとめ

- ・本事業で実施する各取組の案内、募集等の取りまとめを行う。

④「都の杜・仙台」商標登録料の分割納付

- ・仙台市と協議の上、令和6年3月1日の分割納付による5年目の満了日までに、後期分の商標登録料の支払手続きを行う。

⑤事業全体の進捗管理及び事業効果の測定

- ・事業の進捗状況について、月に1度程度、委託者へ報告を行うこと。

⑥本事業の成果報告の実施

- ・本事業の成果について、仙台市内の中小企業、支援機関に対し、成果報告を実施する。

- ・成果報告の方法については、令和6年1月31日(火)までに仙台市へ提案の上、仙台市と協議を行い決定する。
- ・本業務終了時には、実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書を作成して、紙媒体及び電子媒体にて納品すること。

⑦参画事業者及び支援を行う関係機関へのノウハウの移転

- ・当事業が終了した後、委託者が関与しなくとも、参画事業者と支援を行う関係機関が継続して連携できるよう、事業で構築した各種ノウハウを移転すること。

(5) その他

- ・本業務以外に委託者や関連団体が行う中小企業支援に係る業務との連携を図るよう努めること。
- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

6. 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

- ・受注者は、本業務にあたり作成された成果物及び資料等にかかる著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める権利について、成果物等の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。
- ・受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

- ・受注者は、本業務(再委託をした場合も含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

- ・受注者は、本業務に関して取り扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用後速やかに処分すること。

7. 留意事項

- ・仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- ・受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、発注者に対して積極的にこれを提案するものとし、実施する際には、必要に応じて本業務との連携を図るよう努めること。
- ・本業務に係る一切の書類は、事業終了年より起算して5年間保存すること。
- ・受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)